

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

次の書類をご用意ください。様式はダウンロードのうえ作成し、郵送してください。郵送する前に申請書類送付先に電話してください。

① 住居確保給付金支給申請書 **201【様式第一号】**

② 住居確保給付金申請時確認書 **202 様式 1-1A**

③ 入居（予定）住宅に関する状況通知書（貸主等が記入）

住居をすでに失った方→入居予定住宅に関する状況通知書 **205 様式 2-1**

住居を失う恐れのある方→入居住宅に関する状況通知書 **206 様式 2-2**

④ 本人確認書類（次のいずれかの写し）

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、

各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し（ただし、個人番号が記載されていないもの）、戸籍謄本等

⑤ 離職関係書類

2年以内に離職・廃業をしたことが確認できる書類の写し又は就業している個人の給与等が個人の責めに帰すべき理由によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同程度の状況にあることを確認できる書類の写し

例：離職票、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写し等

⑥ 収入関係書類

申請者及び同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

例：給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金手帳」、その他各種福祉手帳

⑦ 金融資産関係書類

申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

⑧ 住宅賃貸借契約書の写し

⑨ 相談申込・受付票

群馬県生活困窮者自立相談支援事業に係る個人情報に関する管理・取扱規程を確認のうえ署名押印

【申請書類送付先】

群馬県社会福祉協議会 生活支援課

〒371-8525 群馬県前橋市新前橋町 13-12

電話：027-212-0011（受付時間：月～金曜日 9:00～17:00）